

控

1

平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名



準備書面 (1)

平成30年11月19日

大阪地方裁判所 第24民事部 御 中

原告

吉 井 康 雄



原告は、裁判所の補正命令に従い、的確な裁判とすべく、この準備書面を提出する。

第1 請求の趣旨の特定

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金1000万円及びこれに対する平成28年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 各被告に対し不法行為として主張する行為の特定の概要

原告の名誉棄損訴訟の相手方は、使用者責任のある被告大阪経済大学(以下、「被告大学」と、その被用者である3名、被告北村實(以下、「被告北村」)、被告井形浩治(以下、「被告井形」)、被告池島真策(以下、「被告池島」)である。

原告と被告大学との関係では、1997年4月から2013年3月まで被告大学経営学部教授として勤務していた。

名誉棄損訴訟の観点では、

原告と被告北村との係わりは、2003年2月頃の原告の2部担当科目不開講と担当者差し替えという不法行為以降、原告が退職した今日までの事由である。

なお、原告の訴訟で被告として北村を指名したのは、彼が被告大学経営学部教授会をおそらく2000年以降、二宮グループ（樋口、青水らを含む）を制御下におき、北村グループで経営学部教授会執行部を固め、理事会には本人および学部長・理事を送り込み、理事会に多大な影響力を持ち続けている人物である。

この北村を評する言葉を以下に述べる。

- ① 鈴木教授の言葉「彼は、すべて人事は北村さんが握っているから（甲55、2頁）」にあるように、意向にしたがわない教員には圧力をかけている。
- ② これが事実であることは、学内理事会の懲戒等検討委員会で年俸10%減俸などの不名誉・不利益を被って被告大学と訴訟した草薙元副学長・理事の陳述書「当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いても揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います（甲17、5頁）」。
- ③ 山田元学長補佐の文書の「5. 隠れ上手な真の主役」で「北村氏は問題に責任をとる立場につくことは上手く避けて、影響力を行使して事を運ぶ、すぐれた能力をもっているため、裁判の被告に立つこともなかったのです。本当は、吉井さんがもっとも追及したかったのは、北村氏です。経営学部の教員はよくお分かりだと思います（甲22、11頁）」。

上記の発言から推認されるように、それぞれの局面では、二宮、樋口、井形、池島といった人物が不法行為の主役を演じているが、原告の特任人事妨害では、2012年5月11日のカリキュラム委員会で「特任の扱いは、執行部でコントロール可能（甲55、1頁）」と発言しているように、陰の主役を演じている人物であり、原告の名誉を棄損し、名誉感情を損なってきた主要人物である。

この北村と共同歩調をとっている理事、教職員を含めて、原告は北村グループと、この訴状では表現している。

原告と被告井形および被告池島との係わりは、2010年8月頃のカリキュラム委員会で「1部科目の2部重複開講」という教学ルール違反となる不法行為を仕掛けて、原告の特任人事妨害を貫徹して以降、原告が退職した今日までの事由である。

なお、原告が地位確認を求めた訴訟では、大阪高裁は「控訴人は、被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為によって、控訴人が、被控訴人大学の特任教員への任用申請の手続において、所定の手続に基づいて審査される利益を侵害された（甲2、25頁）」と判示している。

また、被告北村、被告井形、被告池島との関係では、被告大学が原告を名誉権侵害等で訴えた控訴審では被告大学の主張は退けられ、「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見は、…意見としての範囲を逸脱しているとはいえず（甲8、10頁）」と、平成15年2月頃から平成24年頃に亘って、原告への不法行為を行ったとされる人物はそれぞれ別人ではあるが、いずれも各行為当時の経営学部長ないしカリキュラム委員会委員長という本件大学経営学部の執行部を構成する人物であり、1審被告は、経営学部執行部のこれら主要ともいえる人物から長年にわたってパワハラを受け続けていたと理解するのが相当であると判示している（甲8、10頁）

これらより、被告北村、被告井形、被告池島は、原告の名誉を棄損する、名誉感情を損なう、故意による共同不法行為者と原告は主張するものである。

原告と被告大学との関係では、

被告大学は、学校教育法第9章大学第83条、第92条、第93条の条文に適合する運営とそれを保証する監査機能の強化が求められる存在である。

被用者である被告北村、被告井形、被告池島の不法行為に対する使用者責任は当然あるが、それ以上の責任があると原告が主張するのは、それ故である。

被告大学の公式組織である、経営学部学部長の諮問機関であるカリキュラム委員会、人権委員会、理事会が原告の名誉を棄損し、名誉感情を損なうことに関し、重要な役割を果たしていた、という事実こそ、被告大学に求める責任である。

原告は、2004年2月、経営学部教授会運営の改善を求めて提案をし（甲3

6)、その影響で、北村グループの青水から2004年7月、人権委員会に名誉棄損で訴えられ(甲38)、北村グループの樋口は2005年6月、人権委員会に原告を名誉棄損で訴えている(甲43)。

理事会には2005年9月、教員活動評価で昇進や給与などをコントロールする動きが感じられたことから、教授会の改善を求めて文書で訴えている(甲15)。この文書を今読むと支離滅裂であり、原告はかなり追い詰められていた感じがする。この結果、理事会には2012年頃まで続く原告を調べる調査委員会が設置され、被告北村および二宮の名誉を損なう事実誤認などとして、配布資料の回収を命じられ、質問書に回答せよとの文書が郵送されてくる(甲16)。

その後、教学の長である重森学長に面接を求め、井阪理事長には、2008年2月、「ガラス張り経営 松下幸之助」という題の文書を作成して、面会を求めている(甲37)。

原告の特任人事妨害においては、カリキュラム委員会が原告の授業担当科目を全て不要若しくは必要度が低いとして、不開講とし、担当科目のない教授の特任任用は認められない。これはカリキュラム委員会の総意である(甲4)として「書類の不備」という口実をつくり、特任教員任用規程(新規程)があるにもかかわらず、新規程の手続きの説明に、カリキュラム委員会の承認が必要、学部長が講義計画を作成する、学部長が推薦を決めるなどと説明をし(甲3)、推薦委員会に原告の申請書類を提出せずに、2012年11月16日教授会では「不受理になりました」と報告し、議論を阻止している(甲58)。

その経緯は逐一、理事会に報告されているにも関わらず、理事会はいかなるアクションもとっていない。

この理事会が、適切な意思決定を行っていないことは、草薙元副学長・理事の陳述書(甲17)、被告北村への尋問調書(甲18)などから明瞭である。

したがって、被告大学は、被告北村は特任教授、被告井形は評議員、被告池島は学部長・理事として、彼らに懲罰を科すことなく、彼らの行為を正当として容認し続けている現在において、原告の名誉および名誉感情を損ない続けているのである。

2 各被告に対し不法行為として主張する行為の特定の詳細

原告は、被告大学および被告北村、被告井形、被告池島を名誉棄損で訴えるに際し、その対象として、35の事例を挙げた（甲29）。

これらの事例において、原告が名誉棄損とする行為者の行為が、何時、いかなる振る舞いをもって名誉棄損と訴えるのかを証拠をもって示すことを今回の補正命令で要請された。

原告はこの指示に従い、被告らの挙証責任等にも資するために、当該準備書面の最後に、主張書面添付資料として、35の事例を、[日時(when)]、[行為者(who)]、[場所(where)]、[生起した事象における、発言・行為の具体的内容：何をした(what)、どのようにした(how to)]、[生起理由・背景(the reason why)]、[名誉棄損とする理由は(the reason why)]、[関連書証] という区分を設けて、その趣旨にそう内容を記載した。

従って、この16頁におよぶ**主張書面添付資料の内容が、当節の内容である。**

原告がリストアップした35の事例の、おそらく殆どは、原告のウェブ公開した「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」(<http://akindofgolden.web.fc2.com/index.html>) にアップしており、それらの内容は、被告大学が原告を名誉権の侵害等で訴えた裁判で、大阪高裁は名誉棄損の免責要件により却下している（甲8）。

草薙裁判では、被告北村は尋問で次のように述べている（甲18、4頁）。

「吉井裁判での証拠として出されたもの、あるいは、吉井さんのインターネットで、ホームページ等でアップされたものの中身は、ほぼ真実だという報告だったと思います。」

従って、これら35の事実の真実性、真実と信ずるに足る相当な理由があると述べておく。

この35の事例をもって、被告らを名誉棄損で訴えたが、それぞれの事例は、因果の関係、目的手段の関係でつながる一括りの事例や一見関係なさそうな事例、それらの集合のようにみえるが、抽象のはしごを1段登ると、被告らの意図が鮮明になる、そのような事例である。

また、名誉棄損行為においては、被告ら本人自ら名誉棄損行為をすることもあ
るが、被告大学の組織を上手に使い、組織の機能を悪用して名誉棄損に及ぶケー
スもある。更には、被告大学の規程の脆弱性を利用した名誉棄損行為、周囲の発
言を抑止して、その応答がないことをもって賛成とみなすといった巧みな駆け引
きによる名誉棄損などがあり、名誉棄損の判断には、注意深い観察と診断が求め
られる。

理事会の意思決定メカニズムの脆弱性からくる原告への名誉棄損、観察機能の
弱さからくる原告への名誉棄損などもあり、それらは、被告北村、被告井形、被
告池島といった個人のレベルから一步抽象のはしごを登った被告大学という組織
の責任として、原告の名誉を棄損する主体として訴えていることを述べておく。

3 請求の法的根拠

原告の名誉棄損訴訟は、日本国憲法第13条のもとで、次の法的根拠に準拠し
ている。

- ① 名誉毀損は第三者からの評価を落とす行為であり、「社会的評価を下げる言
動」、「その言動が真偽を確かめることができる内容」、「公然の場であること」
の3つの条件を満たす場合、事実を摘示しなくても名誉棄損罪が成立する（刑
法第231条）。
- ② 名誉棄損の免責3要件、公共の利害に関する場合の特例（刑法第230条
の2）
- ③ 名誉棄損による損害賠償請求との関係では、民法第709条と第710条
の規定
- ④ 共謀の意思、共同の認識、因果関係等からみた共同不法行為（民法第719
条）

4 原告の名誉棄損の判断根拠

原告が名誉棄損と判断する根拠を以下に示す。

原告は、訴訟の対象となる名誉を人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値
の類の名誉とその人の名誉感情と認識している。

したがって、原告の生きがいと価値の対象である、「教育・研究者としての業績」、

「大学および学生、社会への貢献」、そのための「原告の生きざま」が悪意をもって否定されることは、原告の名誉および名誉感情を損なっていると判断している。

5 原告の名誉棄損による損害額とその考え方

民事訴訟における名誉棄損の損害額の合理的な算出は困難であるが、論理的なアプローチを示すことは、原告をはじめとする名誉棄損で如何ほど請求すべきか、あるいは、賠償の責を負うこととなるかの参考となる。

その判断にたつて、訴状では原告なりの算出根拠を示した。その方法は、被告大学が原告を名誉棄損で訴えたケースを利用して次式で表している。

名誉棄損による損害賠償額

$$= \text{名誉棄損の総合評価係数} \times (20 \text{ 万円} \times \text{名誉棄損件数})$$

ここで、20万円は、名誉棄損の単位当たり賠償額で、被告大学は原告のウェブ公開を名誉棄損と訴える際に、ウェブページは19個のhtmlファイルで構成されているとして1ファイルを30万円と評価している。原告はこれをメディアの拡散性の強弱ととらえて、原告のケースではメディアは大学という空間、教授会、人権委員会、理事会、教職員組合、講義室といった空間のため、拡散性を弱として20万円としている。

名誉棄損の総合評価係数は次式で算出することにした。

名誉棄損の総合評価係数

$$= (\text{加害者による名誉棄損の評価値} + \text{被害者における名誉棄損の評価値}) / 6$$

加害者による名誉棄損の評価値

$$= \text{公共の福祉適合の評価値} + \text{加害行為の評価値}$$

公共の福祉適合の評価値

$$= \text{公共性評価値} + \text{公益性評価値} + \text{真実性} \cdot \text{真実相当性評価値}$$

- ・ 公共性評価値 = 加害者の社会的地位の尺度 × 公共性の尺度
- ・ 公益性評価値 = 加害者の社会的地位の尺度 × 公益性の尺度
- ・ 真実性・真実相当性評価値 = 加害者の社会的地位の尺度 × 真実性の尺度

$$\text{加害行為の評価値} = \text{動機} \cdot \text{意思の評価値} + \text{繰返し性} \cdot \text{組織的加害行為の評価値}$$

- ・ 動機・意思の評価値

$$= \text{加害者の社会的地位の尺度} \times \text{動機} \cdot \text{意思の観点での尺度}$$

- ・繰返し性・組織的加害行為の評価値

= 加害者の社会的地位の尺度×繰返し性・組織的加害行為の観点での尺度

被害者における名誉棄損の評価値

= (被害者の経済性への影響の評価値 + 被害者の精神性への評価値) / 2

- ・被害者の経済活動への影響の評価値

= 被害者の社会的地位の尺度×被害者の経済活動への影響の観点での尺度

- ・被害者・関係者への精神的負担等への影響の評価値

= 被害者の社会的地位の尺度×被害者・関係者への精神的負担等の観点での尺度

被告大学による原告への名誉棄損において、上記考えにもとづく関係式にあてはめると下記のようなになる。なお、被告大学の名誉棄損行為は、かなり厳しく社会評価されるべきであり、極めて悪質と思われること、さらには、現在にいたってなお反省が窺えないと感じられることから、厳しく評価しており、この結果、被告大学に対する名誉棄損による損害賠償額は次のように算出される。

名誉棄損の総合評価係数は、下記のように算出される。

名誉棄損の総合評価係数 = 加害者による名誉棄損の評価値 + 被害者における名誉棄損の評価値 = (AP + AI + AT + AM + AR) + [(BE + BS) / 2] / 6 = (1.8 + 1.8 + 1.8 + 1.8 + 1.8) + [(1.2 + 1.2) / 2] / 6 = (9 + 1.2) / 6 = 1.7											
加害者の社会的地位の尺度 Wi i=1 W1 i=2 W2 i=3 W3 i=4 W4 i=5 W5 i=6 W6 i=7 W7 i=8 W8 i=9 W9 極めて重要 かなり重要 重要 少し重要 どちらでもない 少し考慮不要 考慮不要 殆ど考慮不要 全く考慮不要 2 1.8 1.5 1.2 1 0.8 0.5 0.2 0											
加害者の社会的地位	A		●	← AW2							加害者による名誉棄損の評価値
公共性、公益性、事実の真実性・真実相当性の尺度 極めて低い かなり低い 低い 少し低い どちらでもない 少し高い 高い かなり高い 極めて高い 2 1.8 1.5 1.2 1 0.8 0.5 0.2 0											
公共性	P		●	← PW2							公共の福祉適合の評価値
公益性	I		●	← IW2							AP = (AW2 × PW2) ^{0.5} = (1.8 × 1.8) ^{0.5} = 1.8 AI = (AW2 × IW2) ^{0.5} = (1.8 × 1.8) ^{0.5} = 1.8
事実の真実性・真実相当性	T		●	← TW2							AT = (AW2 × TW2) ^{0.5} = (1.8 × 1.8) ^{0.5} = 1.8
動機・意思、繰返し性・組織的加害行為の観点での尺度 極めて悪質 かなり悪質 悪質 少し悪質 どちらでもない 少し軽微 軽微 かなり軽微 極めて軽微 2 1.8 1.5 1.2 1 0.8 0.5 0.2 0											
動機・意思	M		●	← MW2							加害行為の評価値
繰返し性・組織的加害行為	R		●	← RW2							AM = (AW2 × MW2) ^{0.5} = (1.8 × 1.8) ^{0.5} = 1.8 AR = (AW2 × RW2) ^{0.5} = (1.8 × 1.8) ^{0.5} = 1.8
被害者の社会的地位の尺度 極めて重要 かなり重要 重要 少し重要 どちらでもない 少し考慮不要 考慮不要 殆ど考慮不要 全く考慮不要 2 1.8 1.5 1.2 1 0.8 0.5 0.2 0											
被害者の社会的地位	B			●	← BW5						被害者における名誉棄損の評価値
被害者の経済活動への影響、被害者・関係者への精神的負担等の観点での尺度 極めて大きい かなり大きい 大きい 少し大きい どちらでもない 少し軽微 軽微 かなり軽微 極めて軽微 2 1.8 1.5 1.2 1 0.8 0.5 0.2 0											
被害者の経済活動への影響	E			●	← EW5						注：経済活動への影響も精神的負担も独立項目としてもよい 被害者の経済性・精神性への評価値
被害者・関係者への精神的負担等	S			●	← SW5						BES = (BE + BS) / 2 = (1.2 + 1.2) / 2 = 1.2 BE = (BW5 × EW5) ^{0.5} = (1.2 × 1.2) ^{0.5} = 1.2 BS = (BW5 × SW5) ^{0.5} = (1.2 × 1.2) ^{0.5} = 1.2

名誉棄損の総合評価係数 = $(9+1.2) / 6 = 1.7$

加害者による名誉棄損の評価値

$$= 1.8 \times 1.8^{0.5} + 1.8 \times 1.8^{0.5} + 1.8 \times 1.8^{0.5} + 1.8 \times 1.8^{0.5} + 1.8 \times 1.8^{0.5} = 9$$

被害者における名誉棄損の評価値

$$= (1.2 \times 1.2^{0.5} + 1.2 \times 1.2^{0.5}) / 2 = 1.2$$

これより、被告大学による名誉棄損の損害賠償額は、

$$\begin{aligned} \text{名誉棄損の損害賠償額} &= \text{名誉棄損の総合評価係数} \times (20 \text{万円} \times \text{名誉棄損件数}) \\ &= 1.7 \times (20 \text{万円} \times 35 \text{件}) = 1190 \text{万円} \end{aligned}$$

この損害賠償額の請求の妥当性を原告の経済活動への影響に焦点をあてて評価すると、2013年3月に退職し、3年間の特任教授の任期終了後、コンサルティング活動を軌道に乗せていたと仮定すると、2016年4月から活動してほぼ3年経過していたことになる。コンサル活動の年間収入を、原告が株式会社情報通信総合研究所での客員研究員としての報酬約300万円を原告の現在の経済活動の価値の報酬として適用すると、300万円×3年＝900万円となり、これのみを考慮しても原告が請求する損害賠償額1000万円は妥当な評価範囲となる。

客員研究員としての報酬の証拠を下記に示す。なお、この報酬について、パワハラ観点で補足すべきことがある。この後、原告は被告北村に呼ばれ、理事会が非常勤講師や他所での研究活動での報酬を受け取ることを辞めさせ、学内諸活動に専念させる動きをしているので、辞めるようにと言われ、原告は非常勤講師も、研究所での研究活動も辞めている。したがって、訴外佐藤理事長の「井形教授は、…本学教員の推薦で、芦屋大学に非常勤講師として出講をするという話が進んでおりましたが、芦屋大学事務局…ネット検索をしたようで、「パワハラ訴訟が出てきたので驚いた」（甲27、5頁）は、原告のほうで驚いた事由である。

公務員の兼職は認められないが、原告のケースでは、奈良県立商科大学勤務中の研究所での研究活動につくことに関しては、研究所が奈良県庁の了解をいただいて行っていたことであり、私学ではそのような規定もないから当然許される行為であるが、原告は、被告北村（この時は、学部長・理事か副学長・理事）の指示に従い、教授会メンバーも当然、同じ指示にしたがっていると、2012年3月、被告井形が本人の非常勤講師の話を出すまで信じていた事由である。

2000年 H12年

税務署長殿 平成12年分の所得税の確定申告書(一般用)

提出日: 年 月 日

住所: 住 所 (〒) _____

氏名: フリガナ (必ずフリガナを付けてください) **吉井 康雄**

明・大 昭・平 21・3・0 生 世帯主の 氏 名 _____ 世帯主との 続柄 (〒) _____

職業 **会社員** 屋号 _____ 電話番号 _____

特別農業所得者(「手引き」参照)は、右の文字を○で囲んでください。

特農

12 番号

所得金額 (所得の①と②の各欄の左側の各欄を二面から移記してください)

営業		①
農業		②
その他の事業		③
不動産		④
利子		⑤
配当		⑥
給与		⑦
雑		⑧
総合譲渡		⑨
合計		⑩

② 所得から差し引かれる金額(二面のつづき)

障害者控除 障害者の氏名 (特別障害者は氏名を()で囲んでください) _____

控除 障害者1人につき27万円 (控除額は、特別障害者については40万円) **21** 円

配偶者控除 配偶者の氏名 _____

控除 配偶者控除に参照して _____

配偶者特別控除 控除額については、「手引き」を参照してください。 **23** 円

控除 配偶者の合計所得金額 _____

氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 控 除 額

扶養控除 控除額については、「手引き」を参照してください。 **24** 円

③ 税金から差し引かれる金額

控除 i 勤が1千万円以下の場合…株式などの配当所得×10% 控除 ii 勤が1千万円を超える場合又は④に私寡証券投資信託等に 係る金額がある場合…… 「手引き」を参照してください。 **29** 円

源泉の種別	支払者などの氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給 与	大阪経済大学	225,000	11,250
源 泉 徴 収	井衣学園	225,000	11,250
徴 収	大阪川 清泉総合専門学校	315,637	31,564

所得から差引

雑損控除 (二面の⑪の金額)		⑪
医療費控除 (二面の⑫の金額)		⑫
社 会 福 祉 給 付 金 控 除		⑬
小規模企業共済等掛金控除		⑭
生命保険 (二面の⑬の金額)		⑮
損害保険 (二面の⑭の金額)		⑯

○この用紙は「控用」です。申告には、必ず「提出用」を使ってください。

6 結論

原告は被告大学および被告北村、被告井形、被告池島に対し、名誉棄損による損害賠償請求権を行使し、連帯して、金1000万円および、原告が名誉棄損されているとの判断に至った、別件訴訟2の「被告準備書面(5)組織的な不正行為、パワハラは事実」の日付、平成28年7月23日から支払済みまで、民法所定の年5%の遅延損害金の支払を求める。

以上